

防 災 業 務 計 画

2023年10月

東京ガス株式会社
東京ガスネットワーク株式会社

目 次

第1編 総 則	1
第1章 総 則	1
第1節 防災業務計画の目的	1
第2節 防災業務計画の基本構想	1
第3節 防災業務計画の運用	1
第2編 一般防災業務計画	2
第1章 防災体制の確立	2
第1節 防災体制	2
第2節 対策組織の運営	3
第3節 外部関係機関との協調	3
第2章 災害予防に関する事項	4
第1節 防災教育	4
第2節 防災訓練	4
第3節 非常事態対策諸規則類の整備	4
第4節 ガス施設の災害予防措置に関する事項	5
第5節 防災業務設備の整備	6
第6節 災害対策用資機材等の確保および整備	7
第7節 ガス事故の防止	7
第3章 災害応急対策に関する事項	8
第1節 通報・連絡	8
第2節 災害時における情報の収集・連絡	8
第3節 災害時における広報	9
第4節 対策要員の確保	9
第5節 事業継続計画の策定・発動	10
第6節 災害時における復旧用資機材の確保	10
第7節 非常事態発生時の安全確保	10
第8節 災害時における応急工事	10
第4章 災害復旧に関する事項	11

第1節	復旧計画の策定	11
第2節	復旧作業の実施	11
第3編	大規模地震防災計画	13
第1章	大規模地震防災体制の確立	13
第1節	大規模地震防災体制	13
第2節	対策組織の運営	13
第3節	社外機関との協調	13
第2章	災害予防に関する事項	14
第1節	防災教育	14
第2節	防災訓練	14
第3節	地震防災広報	14
第3章	地震防災応急対策に係る措置に関する事項	14
第1節	ガス工作物等の巡視・点検および検査	14
第2節	工事等の中断	14
第3節	対策要員の確保	14
第4節	災害対策用資機材等の確保および整備	14
第5節	避難等の要請	14
第6節	安全広報	15
第4編	首都直下地震緊急対策推進基本計画	16
第1章	防災体制の確立	16
第2章	災害予防に関する事項	16
第3章	災害応急対策に関する事項	16
第4章	災害復旧に関する事項	16
第1節	復旧計画の策定	16
第2節	復旧作業の実施	16
第5編	南海トラフ地震防災対策推進計画	17
第1章	地震防災上緊急に整備すべき施設に関する事項	17
第1節	地震対策	17
第2節	津波浸水対策	17
第2章	津波からの防護および円滑な避難の確保に関する事項	17
第1節	津波に関する情報の伝達	17
第2節	避難対策	17

第3節	安全広報	17
第4節	工事等の中断	17
第3章	関係者との連携協力の確保に関する事項	18
第1節	防災体制	18
第2節	対策組織の運営	18
第3節	地震発生時の応急対策	18
第4節	資機材等の配備手配	18
第5節	物資の備蓄	19
第6節	社外機関との協調	19
第7節	帰宅困難者対策	19
第4章	時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項	19
第1節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応に関する事項	19
第2節	ガス事業者として留意すべき事項	19
第3節	必要な事業を継続するための措置に関する事項	19
第4節	日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置に関する事項	19
第5節	施設および設備の点検に関する事項	20
第6節	従業員等の安全確保に関する事項	20
第7節	地震に備えて普段以上に警戒する措置に関する事項	20
第8節	地域への貢献に関する事項	20
第9節	情報の伝達に関する事項	21
第10節	防災対応実施要員の確保	21
第5章	防災訓練に関する事項	21
第6章	地震防災上必要な教育に関する事項	21
第6編	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	22
第1章	地震防災上緊急に整備すべき施設に関する事項	22
第1節	地震対策	22
第2節	津波浸水対策	22
第2章	津波からの防護および円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	22
第1節	津波に関する情報の伝達	22
第2節	避難対策	22
第3節	安全広報	22
第4節	工事等の中断	22

第3章 関係者との連携協力の確保に関する事項	23
第1節 防災体制	23
第2節 対策組織の運営	23
第3節 地震発生時の応急対策	23
第4節 資機材等の配備手配	23
第5節 物資の備蓄	24
第6節 社外機関との協調	24
第7節 帰宅困難者対策	24
第4章 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	25
第1節 北海道・三陸沖後発地震注意情報の防災対応に関する事項	25
第2節 ガス事業者として留意すべき事項	25
第3節 必要な事業を継続するための措置に関する事項	25
第4節 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置に関する事項	25
第5節 施設および設備の点検に関する事項	26
第6節 従業員等の安全確保に関する事項	26
第7節 地震に備えて普段以上に警戒する措置に関する事項	26
第8節 地域への貢献に関する事項	26
第9節 情報の伝達に関する事項	26
第10節 防災対応実施要員の確保	26
第5章 防災訓練に関する事項	27
第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	27
別表1～3	28

第1編 総 則

第1章 総 則

第1節 防災業務計画の目的

この防災業務計画（以下「この計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）、および首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）に基づき、ガス施設に係る災害予防・災害応急対策および災害復旧のための諸施策の基本を定め、東京ガス株式会社（以下、東京ガス）、東京ガスネットワーク株式会社（以下、東京ガスネットワーク）による円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることを目的とする。そのため、大規模災害時等においては、東京ガスと東京ガスネットワークが連携して災害対応にあたる。

第2節 防災業務計画の基本構想

ガス施設の災害および二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

1. 防災体制の確立
2. 災害予防対策
3. 災害応急対策
4. 災害復旧対策

第3節 防災業務計画の運用

1. 他の計画等との関連

この計画は、災害対策基本法・消防法・ガス事業法・大規模地震対策特別措置法・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法・首都直下地震対策特別措置法・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法・石油コンビナート等災害防止法等関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2. 防災業務計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第2編 一般防災業務計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1. 非常体制の区分

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合（以下「非常事態」という。）に対処するための非常体制の区分は次による。

体制区分	適用条件
第0次非常体制	1. 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合
第一次非常体制	1. 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 3. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 4. 地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合 5. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合
第二次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 4. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 5. 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合

2. 災害対策組織および分担業務

非常体制に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）を別表－1の通り定める。またこれらの対策組織における分担業務を別表－2の通り定める。

大規模地震防災体制（警戒体制）については第3編に、南海トラフ地震臨時情報発表時の体制は第5編に、北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の体制は第6編に定める。

第2節 対策組織の運営

1. 非常体制の発令および解除

- (1) 対策本部の設置は、東京ガス社長が別に命ずるところによる。東京ガス社長が不在の場合は、あらかじめ定めた代行者により代行する。ただし、震度5弱以上の地震が発生し場合には、東京ガス社長の別命を待つことなく、自動的に設置する。
- (2) 非常事態が発生した場合または発生が予想される場合、別表－1の通り、統括班長の下に統括班、担当班、対策支部（以下、支部という。）を設置する。
- (3) 災害発生のおそれがなくなった場合、または災害復旧が進行して非常体制を継続する必要がなくなった場合、東京ガス社長は非常体制を解除する。

2. 権限の行使

- (1) 本部が設置された場合、災害対策活動に関する一切の業務は本部のもとで行う。
- (2) 本部長は、災害対策に関する責任者として対策本部を統括する。
- (3) 副本部長は本部長を補佐し、災害対策について立案・審議する。
- (4) 統括班長および担当班長は本部長の命を受け、災害対策について立案・審議するとともに、担当班長・所属員を指揮監督して災害対策活動を行う。また支部長は統括班長の命を受け、所属員を指揮監督して災害対策活動を行う。
- (5) 本部長・副本部長となる者に事故があるときは、あらかじめ定めた代行者により職務を代行する。

3. 動員

- (1) 本部長は非常事態が発生した場合、または発生が予想される場合、社員等の動員を指令する。但し、震度5弱以上の地震が発生した場合には自動出動とする。

4. 指令伝達および情報連絡の経路

本部（支部）が設置された場合の指令伝達および情報連絡の経路は、別表－1の通りとする。

第3節 外部関係機関との協調

1. 外部防災関係機関との協調

平常時には担当部所が当該地方自治体の防災会議等と、また災害時には本部または支部が当該地方自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

(1) 地方防災会議等への参加

地方防災会議等には委員を推薦し参加させる。

(2) 地方自治体災害対策本部との協調

この計画が円滑かつ適切に行われるよう、次の事項に関し協調を図る。

- ① 災害に関する情報の提供および収集
- ② 災害応急対策および災害復旧対策の推進

2. 防災関係機関との協調

内閣府、経済産業省、気象庁、警察・消防等防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。防災関係機関との対応は別表－3の通りとする。

3. 他ガス事業者等との協調

日本ガス協会および他ガス事業者等と協調し、要員・資機材等の相互融通等災害時における相互応援体制の整備に努める。

4. 情報の収集・連絡

非常事態等においては、非常事態等に関する状況、防災業務活動の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努める。また、非常事態災害により情報収集、連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合に備え、情報伝達ルートの多ルート化、代行できる人員の指定など被害発生時における情報収集、連絡体制の整備に努める。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

各部所は、ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識・関係法令・保安規程・保安業務規程等について社員等関係者に対する教育を実施する。

第2節 防災訓練

各部所は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、国および地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化する。

第3節 非常事態対策諸規則類の整備

災害時における業務を円滑に推進するため、この計画に基づき諸規則類を作成・整備する。

第4節 ガス施設の災害予防措置に関する事項

1. 施設の機能の確保

ガス設備については、既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能確保に努める。

(1) 系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のため、系統の多重化、拠点の分散などに努める。

(2) 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。

2. ガスの安定的な供給等

ガスを安定的かつ適切に供給するために以下のとおり措置を講ずる。

(1) ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。

浸水のおそれのある設備には、防水壁、防水扉、排水ポンプ等の設置および機器類・物品類のかさあげによる流出防止措置等、必要な措置を講ずる。また、風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

(2) ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター(マイコンメーター)または緊急遮断装置の設置を推進する。

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管および浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

3. 非常用設備の整備

(1) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。

(2) コンピューター設備

災害に備え、バックアップする体制を整備する。

(3) 自家発電設備など

常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備な

を整備する。

(4) 防災中枢拠点設備

災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。

4. ガス工作物の巡視・点検・検査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図る。また、被害の発生が予想される場合にはあらかじめ定めるところにより巡回点検する。

第5節 防災業務設備の整備

1. 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

- (1) 地震計（S I 値または最大速度値の測定機能を有するもの）
- (2) ガス漏れ警報設備
- (3) 火災報知器
- (4) 圧力計
- (5) 流量計

2. 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

3. 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、防消火設備として、必要に応じ以下の設備を整備する。

- (1) 貯槽消火設備、冷却用散水設備
- (2) 化学消防車、高所放水車
- (3) 消火栓、消火用屋外給水設備、水幕設備
- (4) 各種消火器具および消火剤

4. 漏えい拡大防止設備

液化ガス等の流出拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともにオイルフェンス、油処理剤等を整備する。

5. 緊急放散設備等

製造設備および導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ緊急放散設備等を設置する。

6. 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

7. 情報処理設備等

災害に備え、重要なコンピュータシステムやデータベース等のバックアップ対策を講じる。

8. 自家発電設備

常用電力の停電時等において防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

9. 防災中枢設備

対策本部の機能をはたす施設については、通信等の設備の充実をはかるとともに、必要に応じて什器・備品類の転倒防止等の措置を講ずる。

第6節 災害対策用資機材等の確保および整備

1. 災害対策用資機材等の確保

製造設備・供給設備の復旧用鋼材・配管材料・工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、必要資機材をリスト化するとともに、調達体制を整備する。

2. 車両の確保

非常事態における迅速な出動および資機材の輸送手段の確保を図るため、拠点においては、工作車・緊急車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車・採水車等の特殊な作業車および工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備する。

3. 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給のために、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類、LPG等の調達ルートを把握しておく。

4. 生活必需品の確保

非常事態に備え、食糧・飲料水・寝具・医薬品・仮設トイレ等の生活必需品の確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

5. 前進基地の確保

非常事態に備え前進基地用地、宿泊施設等の候補をあらかじめ調査しておく。

第7節 ガス事故の防止

1. ガス工作物の巡視・点検・調査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視・点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を行い、ガス事故の防止を図る。

2. 広報活動

(1) 日常の広報

お客さまおよび他工事関係工事会社等に対し、パンフレット等を利用しガスの安全知識等の普及を促進し、その理解を求めるとともに、ガス臭気が認められる場合等に通報等の協力を得るよう広報活動を実施する。

(2) 広報資料の作成等

非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター（マイコンメーター）復帰映像データ等をあらかじめマスコミ等に配布する。

第3章 災害応急対策に関する事項

第1節 通報・連絡

1. 通報・連絡の経路

- (1) 社内および外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。
- (2) 社内および外部機関に対する通報・連絡の経路は別表—1、別表—3の通りとする。

2. 通報・連絡の方法

- (1) 通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。
- (2) 通信手段に支障が生じた場合、直ちに総務省に連絡し、通信手段を確保する。

第2節 災害時における情報の収集・連絡

1. 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

(1) 気象情報

- ① 気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

(2) 被害情報

① 一般情報

一般の家屋被害および人身被害発生情報ならびに電気・水道・交通（鉄道、道路等）・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

② 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況）

③ 出社途上における収集情報

④ その他災害に関する情報（交通状況等）

(3) ガス施設等被害の状況および復旧状況

(4) ガス施設等の被害および復旧に関する情報、復旧作業に必要な資機材・食料または応援隊等に関する情報

(5) 社員の被災状況

(6) その他災害に関する情報

第3節 災害時における広報

1. 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

2. 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

第4節 対策要員の確保

1. 対策要員の確保

(1) 勤務時間外の非常事態の発生に備え、予め対策要員や連絡先を整理しておく。

(2) 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。

(3) 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

2. 他会社等との協力

(1) 協力会社等とは、災害発生後直ちに出動要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出動を要請する。

(2) 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「非常事態におけ

る応援要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請する。

第5節 事業継続計画の策定・発動

1. 事業継続計画の策定

事故・災害等について、必要により予め事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全、および被害拡大の防止を前提とした上で、最低限継続しなければならない以下の業務を最優先する。

- (1) ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務
- (2) ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務
- (3) 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
- (4) その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

2. 事業継続計画の発動

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局長が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

第6節 災害時における復旧用資機材の確保

1. 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- (1) 取引先・メーカー等からの調達
- (2) 被災していない他地域からの流用
- (3) 他ガス事業者等からの融通

2. 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

第7節 非常事態発生時の安全確保

1. 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

第8節 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に行う。

第4章 災害復旧に関する事項

第1節 復旧計画の策定

1. 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

(1) 災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ① 復旧手順および方法
- ② 復旧要員の確保および配置
- ③ 復旧用資機材の調達
- ④ 復旧作業の期間
- ⑤ 供給停止需要家等への支援
- ⑥ 宿泊施設の手配、食糧等の調達
- ⑦ その他必要な対策

(2) 重要施設の優先復旧計画

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。なお、臨時供給にあたっては、関係機関（国、都県、日本ガス協会等）と連携を図る。

第2節 復旧作業の実施

1. 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

2. 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

(1) 高・中圧導管の復旧作業

- ① 区間遮断
 - ② 漏えい調査
 - ③ 漏えい箇所の修理
 - ④ ガス開通
- (2) 低圧導管の復旧作業
- ① 閉栓作業
 - ② 復旧ブロック内巡回調査
 - ③ 被災地域の復旧ブロック化
 - ④ 復旧ブロック内の漏えい検査
 - ⑤ 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
 - ⑥ 本支管混入空気除去
 - ⑦ 灯内内管の漏洩検査および修理
 - ⑧ 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
 - ⑨ 開栓

第3編 大規模地震防災計画

第1章 大規模地震防災体制の確立

第1節 大規模地震防災体制

1. 非常体制の区分

警戒宣言が発令された場合に対処するための非常体制として、地震災害警戒体制（以下「警戒体制」という。）をとる。また東海地震注意情報が発表された場合は、臨時体制をとる。

第2節 対策組織の運営

1. 注意情報発表時の対応

東海地震注意情報を受理した場合、直ちに社内関係部所に連絡するとともに、臨時体制を設置しその対応に当たる。

2. 警戒体制の発令および解除

- (1) 警戒宣言の発令の情報受理後、社長は直ちに警戒体制を発令する。
- (2) 警戒体制が発令された場合は、直ちに地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）および地震災害警戒支部（以下「警戒支部」という。）を設置する。
- (3) 警戒本部長は当該地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた場合には、警戒体制を解除する。
- (4) 警戒体制の発令および解除の伝達経路は、別表－1の通りとする。

3. 権限の行使

第2編第1章第2節第2項に準ずる。

4. 動員

第2編第1章第2節第3項に準ずる。

5. 指令伝達および情報連絡の経路

指令伝達および情報連絡の経路は、別表－1の通りとする。

第3節 社外機関との協調

第2編第1章第3節に準ずる。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

第2編第2章第1節に準ずる。

第2節 防災訓練

第2編第2章第2節に準ずる。

第3節 地震防災広報

第2編第2章第6節第2項に準ずる。

第3章 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

第1節 ガス工作物等の巡視・点検および検査

警戒宣言が発せられた場合、地震防災上巡視・点検および検査が必要なガス工作物等については、あらかじめ定める巡視・点検および検査要領に従い巡視点検および検査を行う。

第2節 工事等の中断

警戒宣言が発せられた場合、工事中または作業中のガス工作物等については状況に応じ応急的保安措置を実施の上、工事または作業を中断する。

第3節 対策要員の確保

第2編第3章第4節に準ずる。

第4節 災害対策用資機材等の確保および整備

第2編第2章第5節に準ずる。

第5節 避難等の要請

警戒宣言が発せられた場合、本社および事業所等の従業員、見学者、訪問者等に対しては警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

第6節 安全広報

お客さまに対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。さらに地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

第4編 首都直下地震緊急対策推進基本計画

第1章 防災体制の確立

第2編第1章に準ずる。

第2章 災害予防に関する事項

第2編第2章に準ずる。

第3章 災害応急対策に関する事項

第2編第3章に準ずる。

第4章 災害復旧に関する事項

第1節 復旧計画の策定

第2編第4章第1節に準ずる。

第2節 復旧作業の実施

復旧作業の実施にあたっては、「第2編第4章第1節」に定める重要施設の優先復旧計画によることを原則とするが、首都直下地震対策特別措置法で首都中枢機能と位置付けられるエリア（政治中枢、行政中枢、経済中枢となるエリア）に対しては最優先で復旧作業に着手する。

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 地震防災上緊急に整備すべき施設に関する事項

第1節 地震対策

第2編第2章第4節に準ずる。

第2節 津波浸水対策

津波浸水による被害が想定されている設備に関しては、その重要度に応じて必要な対策を講ずる。

第2章 津波からの防護および円滑な避難の確保に関する事項

第1節 津波に関する情報の伝達

第2編第3章第1節に準ずる。

第2節 避難対策

第3編第3章第5節に準ずる。

第3節 安全広報

第3編第3章第6節に準ずる。

第4節 工事等の中断

第3編第3章第2節に準ずる。

第3章 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1節 防災体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に対処するための非常体制として、警戒体制をとる。また南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、臨時体制をとる。

第2節 対策組織の運営

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の対応

南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受理した場合、直ちに社内関係部所に連絡するとともに、臨時体制を設置しその対応に当たる。

2. 警戒体制の発令および解除

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の情報受領後、社長は直ちに警戒体制を発令する。
- (2) 警戒体制が発令された場合は、直ちに地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）および地震災害警戒支部（以下「警戒支部」という。）を設置する。
- (3) 警戒本部長は警戒体制設置後、体制の継続が必要となる地震が発生しなかった場合、3日程度を目安に非常体制から臨時体制への移行、また1～2週間程度を目安に体制の解除を、それぞれ状況に応じて判断する。
- (4) 警戒体制の発令および解除の伝達経路は、別表－1の通りとする。

3. 権限の行使

第2編第1章第2節第2項に準ずる。

4. 動員

第2編第1章第2節第3項に準ずる。

5. 指令伝達および情報連絡の経路

第3編第1章第2節第5項に準ずる。

第3節 地震発生時の応急対策

第2編第3章に準ずる。

第4節 資機材等の配備手配

第2編第2章第5節に準ずる。

第5節 物資の備蓄

第2編第2章第5節に準ずる。

第6節 社外機関との協調

第2編第1章第3節に準ずる。

第7節 帰宅困難者対策

地震発生時においては、当社最大の責務であるガスの保安期復旧、供給継続が担保できることを前提として、社会からの要請に応える観点から帰宅困難者への対応を行う。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

第1節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応に関する事項

第5編第2章、第5編第3章第1節および第2節に準ずる。

第2節 ガス事業者として留意すべき事項

1. ガスを供給し続ける体制

第2編第1章第1節および第2節に準ずる。

2. 各設備の安全確保・点検、供給停止措置

第3編第3章第1節、第2節および第5編第2章第4節に準ずる。

第3節 必要な事業を継続するための措置に関する事項

第2編第3章第5節に準ずる。

第4節 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置に関する事項

1. 製造・供給の調整

南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合、製造・供給に関して必要な調整を行う。

2. ガス工作物の巡視・点検および検査

第3編第3章第1節に準ずる。

3. 工事等の中断

第3編第3章第2節および第5編第2章第4節に準ずる。

4. 対策要員の確保

第2編第3章第4節に準ずる。

5. 災害対策用資機材等の確保および整備

第2編第3章第5節に準ずる。

6. 安全広報

第3編第3章第6節に準ずる。

7. 避難等の要請

第3編第3章第5節に準ずる。

第5節 施設および設備の点検に関する事項

第3編第3章第1節に準ずる。

第6節 従業員等の安全確保に関する事項

1. 避難対策

第3編第3章第5節に準ずる。

2. 工事等の中断

第3編第3章第2節および第5編第2章第4節に準ずる。

3. 従業員等が確認すべき事項

地震発生時は、「人命の確保」を最優先する。まずは身の安全を図り、家族、社員・グループ会社・協力会社・お客さま等の安全確保や負傷者の救護に努めた上で、地震対応活動を実施する。

なお、自宅等から出勤先に徒歩等で移動する場合、火災・津波・高潮等の影響を受けないルートを選択する、地割れや陥没した場所を避ける、落下物に注意する、警察・消防等からの指示に従うなど、安全に充分注意しながら移動するよう社員に指令する。

第7節 地震に備えて普段以上に警戒する措置に関する事項

1. 体制の発令

第5編第3章第2節第1項および第2項に準ずる。

2. 地震防災応急対策

第3編第3章に準ずる。

第8節 地域への貢献に関する事項

第5編第3章第7節に準ずる。

第9節 情報の伝達に関する事項

第2編第3章第1節および第3節に準ずる。

第10節 防災対応実施要員の確保

第2編第3章第4節に準ずる。

第5章 防災訓練に関する事項

第2編第2章第2節に準ずる。

第6章 地震防災上必要な教育に関する事項

第2編第2章第1節に準ずる。

第6編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1章 地震防災上緊急に整備すべき施設に関する事項

第1節 地震対策

第2編第2章第4節に準ずる。

第2節 津波浸水対策

津波浸水による被害が想定されている設備に関しては、その重要度に応じて必要な対策を講ずる。

第2章 津波からの防護および円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波に関する情報の伝達

第2編第3章第1節に準ずる。

第2節 避難対策

第3編第3章第5節に準ずる。

第3節 安全広報

第3編第3章第6節に準ずる。

第4節 工事等の中断

第3編第3章第2節に準ずる。

第3章 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1節 防災体制

北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合に対処するための非常体制として、警戒体制をとる。

第2節 対策組織の運営

1. 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の対応

北海道・三陸沖後発地震注意情報を受理した場合、直ちに社内関係部所に連絡するとともに、警戒体制を設置しその対応に当たる。

2. 警戒体制の発令および解除

- (1) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の情報受理後、社長は直ちに警戒体制を発令する。
- (2) 警戒体制が発令された場合は、直ちに地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）および地震災害警戒支部（以下「警戒支部」という。）を設置する。
- (3) 警戒本部長は警戒体制設置後、体制の継続が必要となる地震が発生しなかった場合、3日程度を目安に非常体制から臨時体制への移行、また1週間程度を目安に体制の解除を、それぞれ状況に応じて判断する。
- (4) 警戒体制の発令および解除の伝達経路は、別表－1の通りとする。

3. 権限の行使

第2編第1章第2節第2項に準ずる。

4. 動員

第2編第1章第2節第3項に準ずる。

5. 指令伝達および情報連絡の経路

第3編第1章第2節第5項に準ずる。

第3節 地震発生時の応急対策

第2編第3章に準ずる

第4節 資機材等の配備手配

第2編第2章第5節に準ずる。

第5節 物資の備蓄

第2編第2章第5節に準ずる。

第6節 社外機関との協調

第2編第1章第3節に準ずる。

第7節 帰宅困難者対策

地震発生時においては、当社最大の責務であるガスの保安期復旧、供給継続が担保できることを前提として、社会からの要請に応える観点から帰宅困難者への対応を行う。

第4章 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

第1節 北海道・三陸沖後発地震注意情報の防災対応に関する事項

第5編第2章、第5編第3章第1節および第2節に準ずる。

第2節 ガス事業者として留意すべき事項

1. ガスを供給し続ける体制

第2編第1章第1節および第2節に準ずる。

2. 各設備の安全確保・点検、供給停止措置

第3編第3章第1節、第2節および第5編第2章第4節に準ずる。

第3節 必要な事業を継続するための措置に関する事項

第2編第3章第5節に準ずる。

第4節 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置に関する事項

1. 製造・供給の調整

北海道・三陸沖後発地震注意情報が発せられた場合、製造・供給に関して必要な調整を行う。

2. ガス工作物の巡視・点検および検査

第3編第3章第1節に準ずる。

3. 工事等の中断

第3編第3章第2節および第5編第2章第4節に準ずる。

4. 対策要員の確保

第2編第3章第4節に準ずる。

5. 災害対策用資機材等の確保および整備

第2編第3章第5節に準ずる。

6. 安全広報

第3編第3章第6節に準ずる。

7. 避難等の要請

第3編第3章第5節に準ずる。

第5節 施設および設備の点検に関する事項

第3編第3章第1節に準ずる。

第6節 従業員等の安全確保に関する事項

1. 避難対策

第3編第3章第5節に準ずる。

2. 工事等の中断

第3編第3章第2節および第5編第2章第4節に準ずる。

3. 従業員等が確認すべき事項

地震発生時は、「人命の確保」を最優先する。まずは身の安全を図り、家族、社員・グループ会社・協力会社・お客さま等の安全確保や負傷者の救護に努めた上で、地震対応活動を実施する。

なお、自宅等から出勤先に徒歩等で移動する場合、火災・津波・高潮等の影響を受けないルートを選択する、地割れや陥没した場所を避ける、落下物に注意する、警察・消防等からの指示に従うなど、安全に充分注意しながら移動するよう社員に指令する。

第7節 地震に備えて普段以上に警戒する措置に関する事項

1. 体制の発令

第5編第3章第2節第1項および第2項に準ずる。

2. 地震防災応急対策

第3編第3章に準ずる。

第8節 地域への貢献に関する事項

第5編第3章第7節に準ずる。

第9節 情報の伝達に関する事項

第2編第3章第1節および第3節に準ずる。

第10節 防災対応実施要員の確保

第2編第3章第4節に準ずる。

第5章 防災訓練に関する事項

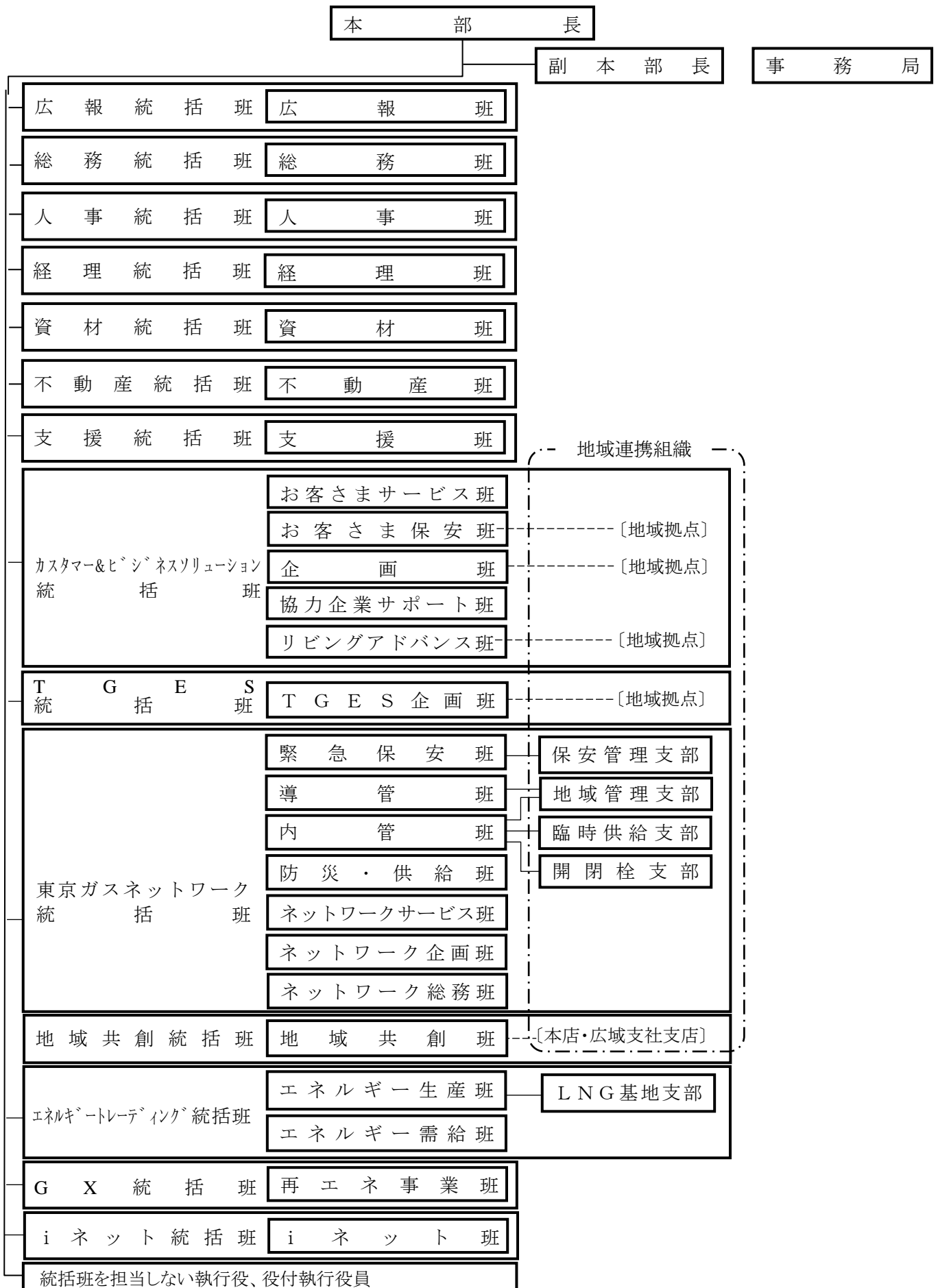
第2編第2章第2節に準ずる。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2編第2章第1節に準ずる。

以上

非常事態対策本部の組織



非常体制時の本部および支部の分担業務（標準）

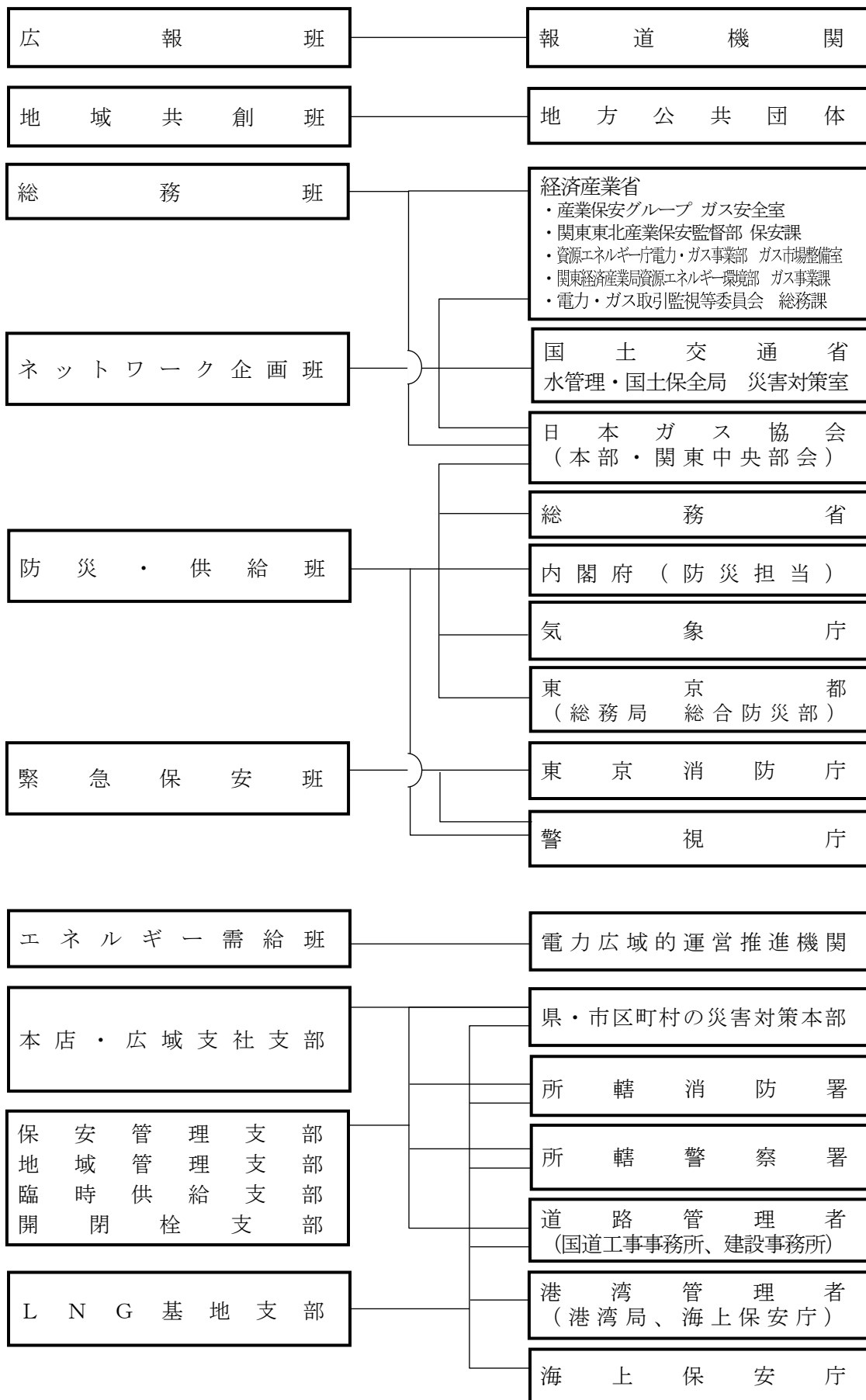
〔本部〕

班名		主な業務
広報統括班	広報班	広報資料の作成・周知、外部広報対応、プレス発表場所の設営・運営、支社支店との連携によるマスコミ支局への広報対応、社内の対応記録
総務統括班	総務班	本社建物・設備の維持管理、経済産業省・局の対応窓口、日本ガス協会との連携、環境（ごみ）管理、経営幹部の本社到着迄の移動
人事統括班	人事班	動員状況の確認、社員勤務状況の管理、全社の安否確認の集計確認依頼、食料・宿泊施設の確保状況確認、移動手段（バス）の確保と緊急通行標証の取得、福利厚生施設の管理・運用、健康管理の実施、疫病対策管理（衛生担当者の取り纏め）、作業服・ヘルメット等の調達・配布支援
経理統括班	経理班	会計処理の対応、金融機関等との連携、必要な現金調達
資材統括班	資材班	復旧用資機材の調達計画、備蓄倉庫内の資機材の在庫管理及びローテーションの実施、移動手段（レンタカー）の確保、取引企業との連絡窓口
不動産統括班	不動産班	建物等施設・設備の被害状況確認・緊急時対応・維持管理（東京ガス不動産管理建物のみ）、代替拠点の検討支援、前進基地確保のための折衝及び手続き支援
支援統括班	支援班	他班のサポート、応援
カスタマー&ビジネスソリューション統括班	企画班	カスタマー&ビジネスソリューション統括班の防災事務局、労務管理・総務、動員・安否状況の把握、電話対応要員の各班への要請、お客さまCへ出動する要員の移動計画作成・取纏め、機器修理対応支援（機器部品の物流確保含む） LNGローリー輸送の状況確認、NGVスタンドの被災状況確認、TGネットワーク統括班と連携した需要家支援（臨時供給・復旧支援）に必要な要員調整（TGES企画班）、業務用・産業用需要家の被災・供給状況の把握、小売導管対応
	お客さまサービス班	電力小売・他ガス事業者供給区域ガス小売の入電対応、電話対応要員の受け入れ対応、送配電事業等の対応、通電手続業務、ガス漏れ・マイコン入電対応支援
	お客さま保安班	マイコン対応・保安開閉栓対応支援（ライフバル・エネスタの動員要請、内管班と連携したマイコン・復旧開閉栓要員の移動計画・配置調整・取り纏め）及びそれに関わるライフバル・エネスタの労務管理・費用清算
	協力企業サポート班	ライフバル・エネスタ・エネフィットへの協力要請、従業員の安否状況および建屋の被害状況の確認
	リビングアドバイザー班	HEATS・地点熱等修繕対応準備
TGES統括班	TGES企画班	TGES地冷物件の被災・供給状況の把握、ES監視の強化、C&BSカンパニー企画部が担当する需要家の被災・供給状況の把握のための要員派遣
TGネットワーク統括班	緊急保安班	ガス漏洩対応、第0次体制時のマイコン対応
	導管班	被害情報の調査・収集、地域管理支部導管隊の対応支援・応援計画作成（首都中枢エリア対応を含む）、復旧計画作成、緊急保安班と連携した現地復旧本部への人員拠出調整、特殊工法準備、JGA応援隊への教育準備
	内管班	被害情報の調査・収集、地域管理支部設備保安隊の対応支援、内管修繕計画の作成・実施、臨時供給支部の対応支援、開閉栓支部の対応支援
	防災・供給班	地震災害時等のK・Lブロック供給停止対応、製造供給計画の見直し・指示、供給操作設備・保安用通信設備の点検・維持管理、国・自治体（内閣府・都）の対策本部対応、連結先のガス導管事業者との連絡・対応窓口
	NWサービス班	ガス漏れ・マイコン入電対応、電話対応要員の受け入れ対応、託送料金対応、託送供給依頼者・連結先事業者からの問い合わせ対応
	NW総務班	TGネットワーク統括班の労務管理・総務及び動員・安否状況の把握、JGA応援隊の移動計画取纏め（修繕隊の移動計画作成含む）、人事班と連携した食料・宿泊施設の確保支援、前進基地及び資機材ヤードの整備・確保（IT含む）、デジタルリノベーション班と連携したOA機器等の手配・設営支援
	NW企画班	TGグループ以外の小売事業者との連携、地域共創班と連携した地域行政対応、ガス安全室窓口、日本ガス協会等との連携
地域共創統括班	地域共創班	広報班と連携した支社支店の地域行政対応・広報対応・マスコミ支局対応支援、関係都市ガス子会社窓口、卸先ガス事業者との連絡窓口
エネルギートレーディング統括班	エネルギー生産班	製造設備に関わる被害情報収集・対応支援、各LNG基地の製造計画見直し、関係事業者との連絡窓口
	エネルギー需給班	原料調達計画の調整・実施、電力広域的運営推進機関等の外部機関対応、関係事業者との連絡窓口
GX統括班	再エネ事業班	建設中および完工後の再エネ発電所との連絡体制の確立、研究設備・水素ST予防措
iネット統括班	iネット班	通信設備・システムの稼働確保

〔 支部 〕

支 部	主な業務
保安管理支部*1 *1保安管理支部広域管理隊は、地域管理支部の業務も実施する	ガス漏洩対応、ガバナ閉巡回(供給停止対応)、必要最低限のガバナ開巡回(供給支障回避)、供給継続Lブロック内における独立したネットワークの現地D復旧、マイコンメーター復旧及び支援、被害情報の調査・収集・対応、地震災害時等のLブロック供給停止判断支援、ESV対応(優先支援需要家に限る)、支部間の要員調整、他支部との地域連携、支社支店と連携した地域行政対応
地域管理支部	施設点検(緊急・計画点検)、工事現場の点検(覆工・露出自社工事現場、大規模多工事現場)、工事の一時中止連絡、供給停止Lブロック内の現地D復旧、供給停止C復旧ブロックの保圧、ESV対応、供給継続地区の本支管・内管本修理、復旧計画作成、首都中枢エリアの復旧(南部・中央地区)、TGグループ以外の小売事業者と連携・協力したマイコンメーター対応、開閉栓対応、需要家遮断バルブ対応、他支部との連携、ライフバル等との連携
臨時供給支部	供給停止地区における優先支援需要家への臨時供給対応
開閉栓支部	供給停止地区における復旧開閉栓対応
LNG基地支部	LNG基地設備の点検・維持管理、被害情報の収集・対応、ガスの製造調整等

外部関係機関との連携



上記の連携は原則であり、災害対応上必要なときは各班で対応する。